

# 製品認定規約

## (目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本感染対策協会（以下「当協会」とする）が感染対策の発展・改善・充実・安心等に資すると認められる製品に対し、当協会が認定する製品認定マークを付すことにより、感染対策に関する情報等を広く社会に提供し、消費者及び事業者を含めた感染対策全体の発展を支援することを目的とし、製品認定に対する規約として定めたものである。

## (審査項目)

第2条 製品認定に関する審査は以下の基準をもとに行う。

(1) 対象となる製品の有効性について、当該製品の製品類型に定められた当協会の認定基準を満たしている。

(2) 対象となる製品の安全性について、当該製品の製品類型に定められた当協会の認定基準を満たしている。

(3) 対象となる製品の機能性について、当該製品の製品類型に定められた当協会の認定基準を満たしている。

(4) 対象となる製品の各業界団体の基準を満たし、感染対策の発展と向上のために開発されたものである。

(5) 対象となる製品が、その製造事業者（以下「事業者」とする）の属する業界の関連諸法規、基準、規格などに合致している。

(6) 対象となる製品の事業者が、その属する業界の関連諸法規、条例、政令等を遵守している。

## (審査及び認定の適用範囲)

第3条 製品の審査及び認定は、1製品毎に行う。ただし、当協会が対象となる製品と同一の有効性及び安全性を有すると認めた製品は、同時に審査及び認定を行う場合がある。

## (認定製品と事業者の権利)

第4条 認定する製品及びサービスには製品認定マークの表示を製品及びサービスのパッケージ及び広告活動に使用する事ができる。

## (認定製品事業者の会員種別)

第5条 当協会より製品認定を受けた事業者は、当協会の会員規約の正会員2とする。

(認定の取消し)

第6条 当協会が認定した製品について、以下の事項に該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 対象製品の安全性や効果等について、誇大広告、法令違反、申込虚偽がなされていることが認められた場合。
- (2) 対象製品に起因する重大な事故が発生した場合。
- (3) 対象製品に係るトラブル等により、当協会の名誉を棄損し、またその恐れがある場合。
- (4) 対象製品の事業者が当協会を退会した場合。
- (5) 認定要件として認められた内容を変更(仕様変更など)し、速やかに協会に報告しなかった場合。

2 認定製品の事業者は、認定が取り消された場合には6ヶ月以内に、認定の事実が表記された物品の回収に努めなければならない。

3 認定を取り消された事業者が認定の取り消しにより損害を被った場合であっても、当協会は事業者の損害について、一切の責任を負わない。

(製品認定マークの取扱い)

第7条 製品認定マークは、当協会の審査の結果、認定を受けた製品に付与され、それ以外の製品に使用することはできない。

2 当協会は、対象製品の事業者に製品認定マークのデータ、ステッカー、認定証及び当協会ロゴのデータを提供する。

3 本条2項にて提供されたものに対し、以下の行為が認められた場合には、認定を取消すほか必要な法的措置をとることができる。

- (1) 第三者に譲渡または貸与する。
- (2) 薬機法や景品表示法等を遵守し、消費者が誤解を招くような表示をする。
- (3) 編集して使用する。
- (4) 製品の安全性や効果等を保証する目的で使用する。

(費用)

第8条 製品認定の申込料は1製品あたり5万円(税抜)とする。

2 申込料は申込時に支払うものとし、当協会が発行する請求書により、期限内に一括で振り込むものとする。

3 既に納めた申込料については、その理由の如何を問わず、当協会はこれを返還しない。

4 7月以降の申込み分は、製品認定の申込料を1製品あたり2.5万円(税抜)とする。

(認定の有効期限と更新)

第9条 当協会の会計年度は毎年1月1日から同年12月31日とし、製品認定の更新は

年度ごとに行う。

- 2 製品認定の更新手数料は1製品あたり3万円(税抜)とする。
- 3 製品認定の取り下げが10月末までにない限りは自動更新されるものとし、同年の12月末までに次年度の更新手数料を支払う。

(取下げ)

第10条 製品認定マークについて取り下げを希望する場合には、書面、電子メール等により取り下げ手続を行う。

(変更の届出)

第11条 当協会に届けている事項について変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行う。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(秘密情報及び個人情報保持)

第12条 本規約について知りえた情報及び個人情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、使用または流用してはならない。

(本規約の追加・変更)

第13条 当協会は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附則

本規約は、2022年5月2日より施行する。